

男里川河口鳥獣保護区の指定について(概要)

1 鳥獣保護区について

(1)鳥獣保護区とは

環境大臣又は都道府県知事が、鳥獣の保護を目的に鳥獣の種類その他の鳥獣の生息の状況を勘査して指定する区域。存続期間は20年以内の期間を定めて更新することができる。大阪府は10年毎としている。

(2)指定の根拠

- ◆【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】
□第28条第1項(抄)
都道府県知事は、鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができます。
- 同 前項の指定は、当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。
【大阪府第9次鳥獣保護事業計画(14年3月策定 5年間の保護計画)】
男里川河口鳥獣保護区を平成17年度に指定

(3)指定の効果

- ◆銃による狩猟はもとより、わなや罠による野生鳥獣の捕獲禁止。
- ◆知事が行う営業、給水、給餌等の施設の設置に対する所有権者等の受忍義務。
- ◆知事に鳥獣保護区を表示する標識の設置義務。

(4)大阪府の中長期的な指定方針

- ◆野生鳥獣を保護し、生態系の多様性を確保する上で重要な拠点を、市町村や関係者の合意形態を図りながら、新規指定並びに指定の更新に努める。

(5)大阪府の指定状況

- ◆【鳥獣保護区】15地区／10,596ha
- ◆【鳥獣保護区特別保護地区】1地区／70ha

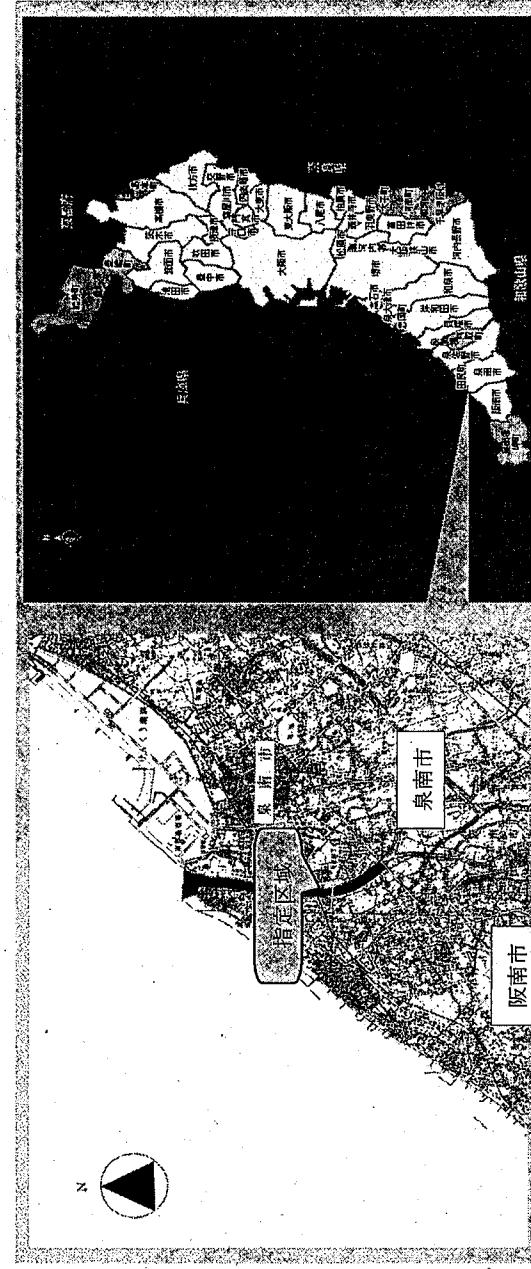
2 男里川河口鳥獣保護区の指定について

(1)男里川河口

- ◆男里川は、泉南市と阪南市の市境を流れる二級河川。河口部には、大阪湾で唯一の自然の河口干潟が残されており、平成13年12月には、生物多様性の観点から、環境省が発表した「日本的重要湿地500」にも選定された。
- ◆干潟は、塩生植物が豊富で、希少種のハクセンシオマネキをはじめ、チゴガニなど多数の海岸生物も生息しており、これら多様な生物を求めて多くの野鳥が集まる重要な場所。年間約150種もの野鳥が確認されている。
- ◆春秋の渡りの時期にはシギ・チドリ類、冬にはカモ類が確認されるなど、渡り鳥の集団度来地としても重要な場所。

(2)指定の概要

名称：男里川河口鳥獣保護区
区域：府道堺阪南線の男里川橋から下流の河口部まで
面積：約25ha
期間：17年度に指定する日から10年間



(3)これまでの指定に向けた手続き

- ◆関係機関の同意
泉南市、阪南市、大阪府獵友会(信達支部・尾崎支部)、漁業協同組合(樽井・尾崎)
- ◆大阪府土木部河川室、大阪府土木部港湾局
- ◆公告・縦覧
縦覧期間：平成17年2月1日～2月15日（→意見なし）

(4)大阪府環境審議会での審議

- | | |
|---------------|---------------------|
| 平成17年3月16日 諮問 | 平成17年3月23日 野生生物部会開催 |
|---------------|---------------------|

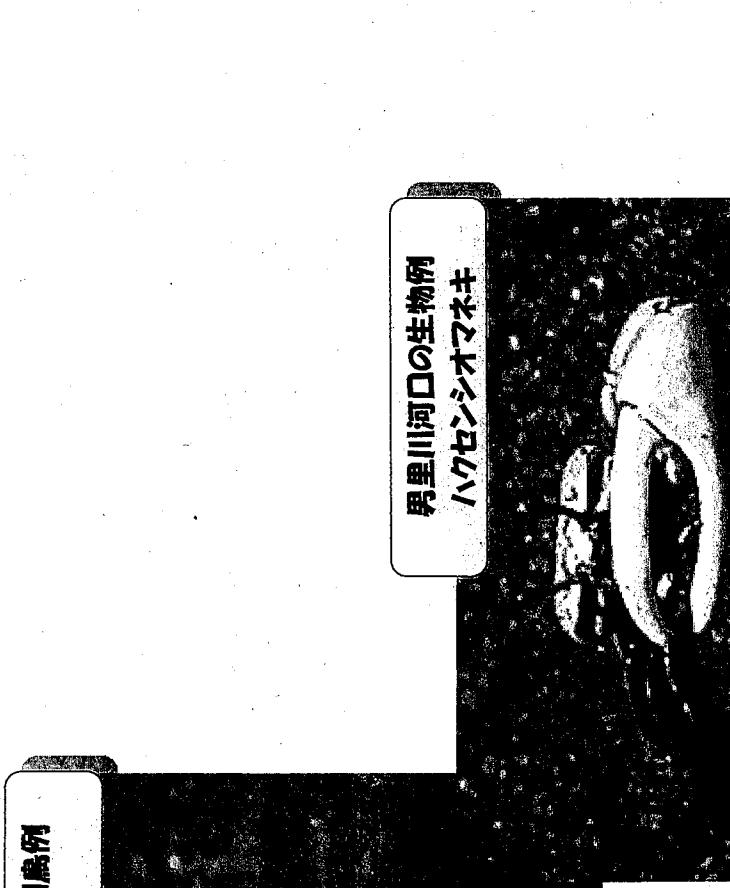
【審議結果】「男里川鳥獣保護区保護に関する指針(案)」について一部修正を条件に了承（→後日、修正した(案)で了承）

平成17年5月 9日 環境審議会へ野生生物部会の審議結果を報告

- ◆パブリックコメント
環境大臣への届出
鳥獣保護区指定告示
鳥獣保護区指定
狩猟解禁日
(平成17年1月15日)

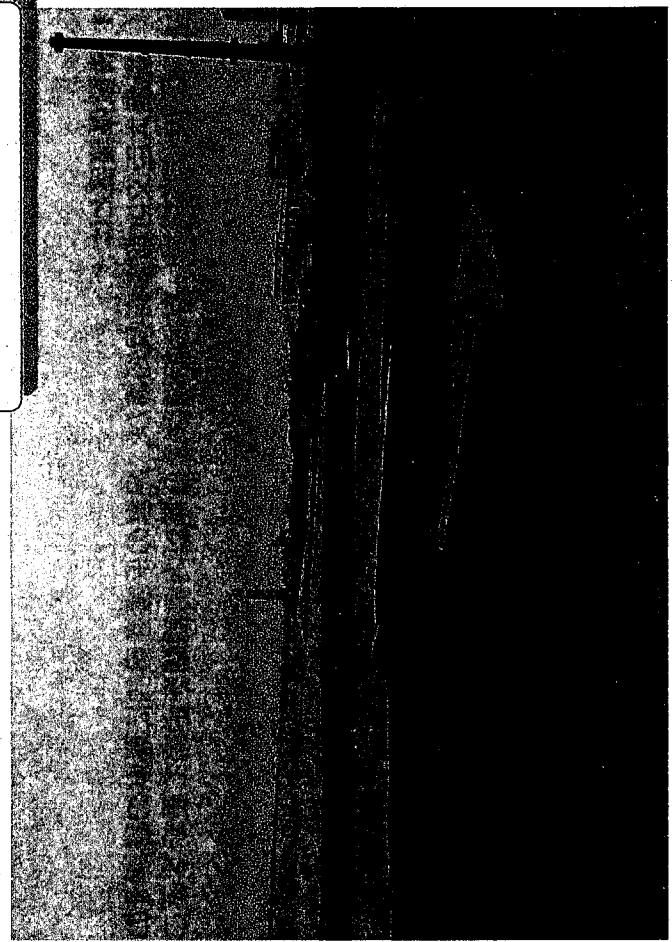
一 男里川河口の状況

春秋に渡来する渡り鳥例
トウナン



男里川河口の生物例
ハクセニシオマネキ

男里川河口付近の様子



冬に渡来する渡り鳥例
ヒドリガモ



春秋に渡来する渡り鳥例
コチドリ



男里川河口の干潟の様子

